

令和2年5月27日

# 建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第97号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する  
事業の変更の同意について

建設緑政局

# 議案第97号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

## 1 同意申請に至った経緯

首都高速道路株式会社より東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中のロードプライシングについて同意申請がなされ、令和元年第5回川崎市議会定例会において議決いただき、事業計画が変更された。

しかし、競技大会の延期が決定されたことに伴い、再度、実施期間の変更について同意申請がなされたところである。

## 2 同意申請の内容

### (1) 横浜市道高速横浜環状北西線の開通関係

横浜市道高速横浜環状北西線が令和2年3月22日に開通したことに伴い、東名高速道路と連続して通行する場合の上限料金の適用開始日の変更を行う。

【変更前】横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日

【変更後】令和2年3月22日



図1.横浜市道高速横浜環状北西線位置図

### (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング関係

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、ロードプライシングの実施期間の変更を行う。

#### ① ロードプライシング 割引 (※1)

【変更前】令和2年7月20日から9月6日まで (8月11日から8月24日までを除く)

【変更後】令和3年7月19日から9月5日まで (8月10日から8月23日までを除く)

#### ② ロードプライシング 料金上乗せ (※2)

【変更前】令和2年7月20日から9月6日まで (8月11日から8月24日までを除く)

【変更後】令和3年7月19日から9月5日まで (8月10日から8月23日までを除く)

(※1:右頁「参考の①」参照)

(※2:右頁「参考の②」参照)

## (参考) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシングの概要

### ① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引

- 割引を適用する自動車  
午前0時から午前4時までの間に利用するETC車。現金車は適用対象外。
- 割引率  
50%
- 実施する期間  
35日間 (大会期間中及びその前後の期間)

### ② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乗せ

- 料金上乗せを適用する自動車 (ETC車)  
午前6時から午後10時までの間に利用した小型貨物を除く普通車以下の自家用車 (図2中の【E】)
- (現金車)  
午前6時から午後10時までの間に利用した普通車以下の自動車 (図2中の【A】以外)

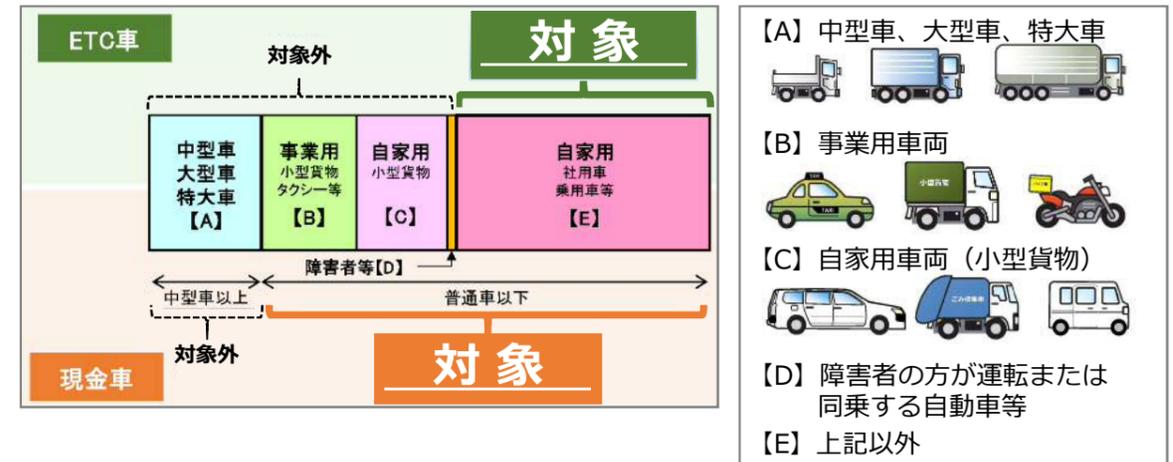


図2.ロードプライシング料金上乗せを適用するETC車/現金車別の車種区分

- 料金上乗せ額  
909.09円 (消費税込み1,000円)
- 実施する期間  
35日間 (大会期間中及びその前後の期間)

午前4時から午前6時まで、及び午後10時から午前0時までは割引及び料金上乗せの移行時間として、通常料金となる

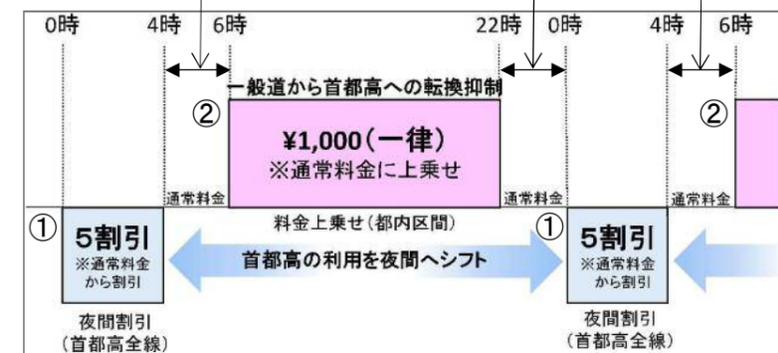


図3.ロードプライシング割引及び料金上乗せの適用時間帯 (ETC車の場合)

## 道路整備特別措置法（抄）

### 第3条

- 1 会社は機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を大臣に提出しなければならない。
  - 一 高速道路の路線名
  - 二 新築・改築に係る工事の内容
  - 三 収支予算の明細
  - 四 料金の額及びその徴収期間
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、更に「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

事 計 第 1 0 号

令和 2 年 4 月 2 1 日

川崎市長

福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

#### 高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

別紙－４の一部を次のように改める。

〔３〕一．(1)(ロ)中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日」を「令和２年３月２２日」に、「会社が別に定める時間内」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内」に改め、〔３〕一．(10)(ハ)中「令和２年７月２０日から９月６日まで」を「令和３年７月１９日から９月５日まで」に、「８月１１日から８月２４日まで」を「８月１０日から８月２３日まで」に改める。

〔４〕(4)中「令和２年７月２０日から９月６日まで」を「令和３年７月１９日から９月５日まで」に、「８月１１日から８月２４日まで」を「８月１０日から８月２３日まで」に改める。

新旧対照表

〈新〉

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額  
略

2 特別の措置  
略

3 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、35.7km超となる場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となる場合は、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

〈旧〉

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額  
略

2 特別の措置  
略

3 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、35.7km超となる場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となる場合は、首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

表 C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円

表 C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円

表 D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1935.3696 円	2604.8832 円	4241.4720 円

表 D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1935.3696 円	2604.8832 円	4241.4720 円

②-⑨ 略

②-⑨ 略

⑩ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

⑩ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

イ 割引率

イ 割引率

50%とする。

50%とする。

ウ 実施する期間

ウ 実施する期間

令和3年7月19日から9月5日までの間とする。ただし、8月10日から8月23日までの間を除く。

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

(2) 割引及び料金上乗せ相互間の適用関係

(2) 割引及び料金上乗せ相互間の適用関係

略

略

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

略

略

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乗せ

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乗せ

① 料金上乗せを適用する自動車

① 料金上乗せを適用する自動車

略

略

② 適用区間

② 適用区間

略

略

③ 料金上乗せ額

③ 料金上乗せ額

略

略

④ 実施する期間

④ 実施する期間

令和3年7月19日から9月5日までの間とする。ただし、8月10日から8月23日までの間を除く。

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

⑤ 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位  
略

5 料金の徴収期間  
略

6 その他（乗継）  
略

以 上

別添 1 略

別添 2 略

⑤ 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位  
略

5 料金の徴収期間  
略

6 その他（乗継）  
略

以 上

別添 1 略

別添 2 略